

○国際武道大学学則

平成元年 5月30日
制定

国際武道大学学則（昭和58年12月22日制定）の全部を改正する。

第1章 総則

（名称）

第1条 本学は、国際武道大学と称する。

2 本学の英訳は、INTERNATIONAL BUDO UNIVERSITYと称する。

（目的）

第2条 本学は、日本武道を主とした内外の指導者の育成を目指し、武道及び体育に関する諸科学を教授研究するとともに、国際的な感覚と高い教養をもち、専門的な知識と技能を体得した人物を養成し、国際社会及び地域社会に寄与し、指導的役割を果たし得る人材を養成することを目的とする。

（自己点検・評価等）

第2条の2 本学は教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検評価を行い、その結果を公表する。

2 本学は、前項の措置に加え、学校教育法の定めるところにより、本学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

3 本学は、教育研究活動等の状況、自己点検・評価、第三者評価等の結果について、刊行物・広報物等において、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 大学の組織

（学部・学科）

第3条 本学に次の学部及び学科を置く。

学部	学科
体育学部	武道学科
	体育学科

（学部・学科の目的）

第3条の2 体育学部は、武道精神を教育理念の柱とし、武道及び体育・スポーツの指導者育成を目指した諸科学の教授研究を通して、国際的な感覚や教養を養い、高い専門性を体得し、国際社会及び地域社会において指導的な役割を果たし得る人材を養成することを目的とする。

(1) 武道学科は、日本の伝統文化としての武道を伝承し、知識の修得及び技術の修錬を通して、「術」を超えた「道」の精神を追求することにより、心身ともに健全で社会に貢献できる人材を育成する。

(2) 体育学科は、様々な身体活動やスポーツの実践を通して、体育・スポーツを幅広く経験し研究することにより、豊かな人間性を兼ね備えた社会に貢献できる人材を育成する。

（図書館）

第4条 本学に附属図書館及び附属武道・スポーツ科学研究所を置く。

2 附属図書館及び附属武道・スポーツ科学研究所の管理運営に関する規則は、別に定める。

（委員会）

第5条 本学に、教育研究、校務等の円滑な運営を図るため、必要に応じて委員会を置くことができる。

2 委員会の設置及び運営については、学長が定める。

（事務局）

第6条 本学の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関する規程は、別に定める。

第3章 収容定員

(収容定員)

第7条 本学の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
体育学部	武道学科	80人	320人
	体育学科	360人	1,440人
	計	440人	1,760人

第4章 教職員組織

(教職員)

第8条 本学に学長、副学長、教授、准教授、助教、助手、事務職員及びその他の職員を置く。

(教職員の任務)

第9条 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。なお、学長に事故あるとき又は学長が欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。

3 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

4 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

5 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

6 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

7 事務職員及びその他の職員は、上司の命を受け、職務に従事する。

(非常勤講師)

第10条 本学に非常勤講師を置く。

(客員教授)

第11条 本学に客員教授を置くことができる。

2 客員教授に関する規程は、別に定める。

(特任教員)

第12条 本学に特任教員として、特任教授、特任准教授及び特任助教を置くことができる。

2 特任教員に関する規程は、別に定める。

第5章 名誉学長及び名誉教授

(名誉学長)

第13条 本学の学長として、功績のあった者並びに本学の開学又は教育研究条件の向上に顕著な功績があった者に対して、別に定めるところにより、名誉学長の称号を授与することができる。

(名誉教授)

第14条 本学の副学長、教授、准教授又は助教として多年勤務し、教育上又は学術上功績のあった者に対して、別に定めるところにより、名誉教授の称号を授与することができる。

第6章 教授会

(教授会)

第15条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、助手及び別科専任教員をもって組織する。ただし、必要があるときは、学長、副学長、学部長及び教授をもって組織することができる。

3 必要な場合は、事務局長及びその他の職員を加えることができる。

4 教授会は、学長が招集し、その議長となる。ただし、学長に事故があるときは、副学長が、学長及び副学長ともに事故があるときは、学部長が、それぞれその職務を代行する。

(教授会の審議事項)

第16条 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) その他、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他重要な組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(教授会の運営規則)

第17条 教授会の運営について必要な事項は、別に定める。

第7章 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第18条 学部の修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第19条 在学期間は、修業年限の二倍の期間を超えることができない。ただし、休学期間は、これに算入しない。

(学年)

第20条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第21条 学年を次の二学期に分ける。

前期 4月1日から9月23日まで

後期 9月24日から翌年3月31日まで

(休業日)

第22条 学生の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (3) 建学記念日 10月24日
- (4) 春期休業日 2月18日から3月31日まで
- (5) 夏期休業日 8月6日から9月2日まで
- (6) 冬期休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- (7) 臨時休業日 その都度学長が定める日

2 必要がある場合において学長は、前項の休業日を臨時に変更し、又は休業日であっても、授業を行うことができる。

第8章 授業科目及び単位数

(授業科目及び単位数)

第23条 授業科目及び単位数は別表第1に定めるとおりとする。

2 前項に規定する科目のほか、必要に応じて特別講義を行うことがある。

(単位の計算方法)

第24条 単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、原則として次の基準により単位計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

(卒業要件の単位数)

第25条 卒業に必要な単位数は、124単位以上とし、別表第2の定めるところとする。

第9章 履修・単位修得方法等

(履修方法等)

第26条 学生は、別表第1に定めるところにより、単位を修得しなければならない。

2 履修方法については、別に定める。

(履修コース)

第27条 武道学科及び体育学科に、別表第1に掲げる履修コースをおく。

2 学生は、所属する学科の一以上の履修コースについて、別表第1の定めにしたがい修得しなければならない。

第28条 削除

第29条 削除

第29条の2 削除

第30条 削除

(教職課程科目の履修・単位修得方法)

第31条 教育職員免許状の資格取得を希望する学生は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める単位を修得しなければならない。

2 教職課程の科目及び履修方法等については別に定める。

(教育職員免許状の取得)

第32条 本学卒業基準を満たし、かつ、前条に規定する単位を修得し、所定の手続を経た者は、次のとおり教育職員免許状を取得することができる。

学部	学科	免許状の種類	免許教科の種類
体育学部	武道学科	中学校教諭一種免許状	保健体育
	体育学科	高等学校教諭一種免許状	

(1年間の授業期間)

第33条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第10章 学習の評価及び卒業の認定

(単位)

第34条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(他大学等における授業科目の履修等)

第34条の2 本学が教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより他の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第34条の3 本学が教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第34条の4 本学が教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修により修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(試験)

第35条 試験は、毎学期末又は毎学年末に行う。

2 各授業科目について、毎学期又は毎学年授業時数の3分の1以上欠席した者は、その科目の試験を受けることができない。

3 授業料及びその他の納付金(以下「学費」という。)の未納者は、試験を受けることができない。

(成績の評価)

第36条 成績の評価の基準及び方法等については、別に定める。

(卒業の認定)

第37条 本学に4年以上在学し、所定の科目及び単位を履修修得した者を卒業とし、卒業証書を授与する。

第11章 学位の授与

(学位の授与)

第38条 本学の体育学部を卒業した者には、学士(体育学)の学位を授与する。

第12章 入学、休学、転入学、編入学、転学、転学科、留学、留年、退学、除籍、復学等

(入学の時期)

第39条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第40条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当するものであることとする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると

認められた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第41条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて、指定の期日までに願出しなければならない。

(入学試験)

第42条 入学志願者に対しては、入学試験（学力試験、体育実技等を含む。以下同じ。）を行い、その結果に基づいて合格者を決定する。

2 入学志願者のうち、人物・学業成績・体育実技がともに優秀な者については、その出身学校長の推薦により、選考のうえ、合格者を決定することができる。

(入学手続)

第43条 前条の規定により合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本学所定の誓約書、身元保証書その他所定の書類に入学金その他所定の学費を添えて提出しなければならない。

2 前項の手続を怠った者に対しては、入学の許可を取り消すことがある。

(保証人)

第44条 学生は、保証人を置かなければならない。

2 学生の保証人は、その学生の在学中の身元及び学費の納付について、その責に応じなければならない。

(休学の手続)

第45条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により、引続き2か月以上就学することができないときは、詳細な事由書に疾病のときは医師の診断書を添え、保証人連署のうえ学長に願出、その許可を受けなければならない。

(休学の期間等)

第46条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、疾病その他やむを得ない事由により、引続き1年を超えて休学しようとする場合には、詳細な事由書に疾病のときは医師の診断書を添え、保証人連署のうえ学長に願出、その許可を受けなければならない。

2 前項の休学期間は、通算3年を超えることができない。

3 休学期間は、修業年限及び在学期間に算入しない。

(転入学及び編入学)

第47条 次の各号の一に該当する者で、本学に転入学又は編入学を願出た者については、選考のうえ転入学又は編入学を許可することができる。

(1) 学士の学位を有する者で本学に編入学を願出たもの

(2) 他の大学の学生であって、その学長の許可を得て、本学に転入学を願出たもの

(3) 短期大学又は高等専門学校卒業者で本学に編入学を願出たもの

(4) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）で本学に編入学を願出たもの

(5) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）で本学に編入学を願出たもの

2 前項の場合において、他大学等で修得した授業科目の単位並びに在学年数の一部又は全部を、本学における授業科目の単位並びに在学年数として認定又は換算することができる。

3 転入学又は編入学者の在学すべき年数は、学長が定める。

4 転入学又は編入学者の在学期間は、前項により定められた年数の二倍の期間を超えることはできない。

(転学)

第48条 学生は、他の大学に転学しようとするときは、その理由を具し、保証人連署のうえ学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(転学科)

第48条の2 学生が他の学科へ転学科を願い出たときは、選考のうえ、これを許可することがある。

2 転学科を許可された者の、既に修得した授業科目の単位の取り扱い等については、学長が定める。

(留学)

第49条 学長が教育上有益と認めたときは、学生が他国の大学に留学することを認めることがある。

2 留学の期間は、1年以内とし、修業年限及び在学期間に算入する。

3 留学に関する規則は、別に定める。

(留年)

第50条 在学年次修了時において修得した科目、科目数、単位数が不十分で、上級学年の履修に支障があると認められる者に対しては、原学年に留年させることがある。

(退学)

第51条 疾病又はやむを得ない事由によって、退学しようとする者は、詳細な事由書に、疾病のときは医師の診断書を添え、保証人連署のうえ学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第52条 学生が次の各号の一に該当するときは、学長がこれを除籍する。

(1) 学費を滞納し、督促を受けても納付しないとき。

(2) 在学期間が修業年限の二倍の期間を超えるとき。

(3) 休学期間を満了しても何等の手續をしない者。

(復学)

第53条 休学期間が満了した者又は休学期間中にその事由が消滅した者は、学長に復学を願い出て許可を受けなければならない。

(再入学)

第53条の2 本学を退学又は除籍された者が、1年以内に保証人連署のうえ再入学を願い出たときは、選考のうえ相当年次に入学を許可することがある。

2 再入学を許可された者の、既に本学において修得した授業科目の単位の取り扱い及び在学すべき年数については、学長が定める。

(外国人留学生)

第54条 外国人留学生の取扱いについては、別に定める。

(科目等履修生)

第55条 高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを願い出る者があるときは、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することがある。ただし、教育職員免許状の所要資格の単位取得のため履修を希望する者は、大学(4年)卒業見込の者又は学士の学位を有する者に限る。

2 科目等履修生に関する規則は、別に定める。

(研究生)

第56条 本学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、本学において特定の専門事項を研究することを願い出る者があるときは、選考のうえ研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する規則は、別に定める。

(特別聴講学生)

第56条の2 他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別聴講学生として受入れを許可することがある。

2 特別聴講学生の規則は、別に定める。

(交換留学生)

第56条の3 本学と協定を締結した外国の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、交換留学生として受け入れを許可することがある。

2 交換留学生の規則は、別に定める。

第13章 入学検定料、入学金及び学費

(入学検定料)

第56条の4 入学検定料は、30,000円とする。ただし、大学入学共通テスト利用選抜の入学検定料は、10,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、大学入学共通テスト利用選抜（前期）と一般選抜の併願者の入学検定料は、30,000円とする。

3 科目等履修生及び研究生の入学検定料は、5,000円とする。

(学費等)

第57条 本学に納付すべき入学金及び学費については、別表第3の定めるとおりとする。

2 科目等履修生及び研究生の入学金及び授業料については、別表第4の定めるとおりとする。

(修業年限を超えて在学しようとする場合の学費)

第57条の2 前条第1項の規定にかかわらず、修業年限を超えて在学しようとする場合の学費については、履修単位数に応じて学費を徴収することがある。なお、第47条第1項の規定により入学した者については、在学すべき年数を超えて在学しようとする場合に適用する。

2 前項に規定する学費に関する必要事項は、別に定める。

(納入方法等)

第58条 第57条第1項に定める入学金及び学費は、前期・後期ともそれぞれ所定の期日内に納入するものとする。

(学費の延納及び分納)

第59条 所定の期日内に学費を納入できない場合は、保証人連署のうえ延納・分納申込書を提出しなければならない。

(入学金及び学費の減免)

第60条 本学に、学費等減免制度を設ける。

2 学費等減免に関する規定は、別に定める。

(既納の学費等)

第61条 既納の入学検定料、入学金及び学費は、理由のいかんを問わず、これを一切返還しない。ただし、指定の期日までに入学を辞退した場合は、入学金又はこれに相当する金額を除く学費を返還することがある。

(休学期間の学費)

第62条 休学期中に納付すべき学費は、その期に納付すべき授業料の2分の1の額とし、その他は徴収しない。

2 休学期間の中途において復学する者の学費は、その期分を徴収する。

第14章 賞罰

(表彰)

第63条 学生で善行のあった者、学業、運動競技その他の活動において優秀な成績を挙げた者は、学長がこれを表彰する。

(懲戒)

第64条 学則及び学生諸規則に違反し、学生の本分に反する者に対しては、学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は、戒告、停学及び退学の3種とする。

3 次の各号の一に該当する者に対しては、退学を命ずる。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (3) 大学の秩序を乱しその他学生としての本分に反した者

第15章 公開講座

(公開講座)

第65条 社会人の教養を高め、地方文化の向上に資するため本学に公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座に関する規則は、別に定める。

第16章 福利厚生施設

(福利厚生施設)

第66条 本学に大学食堂、医務室、学生相談室等の福利厚生施設を置く。

- 2 福利厚生施設の管理運営に関する規程は、別に定める。

第17章 別科

(別科)

第67条 本学に別科を置く。

- 2 別科に次の課程を設ける。

武道専修課程

- 3 別科に関する規程は、別に定める。

第18章 大学院

(大学院)

第68条 本学に大学院を置く。

- 2 大学院に次の研究科を設ける。

武道・スポーツ研究科

- 3 大学院に関する学則は、別に定める。